

八千代市災害配慮基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に規定される「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」に関する基準は次の通りとする。

以下の区域は原則認定を行わないこととする。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実だと見込まれる場合はこの限りではない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内
- (4) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域内